

「平成29年九州北部豪雨」に伴う学生のボランティア活動に関する大分大学の方針について

大分大学長
北野正剛

本学では、「平成29年九州北部豪雨」に係る学生諸君のボランティア活動については、当分の間、以下の基本的考え方を本学の方針とします。

なお、被災地の情勢は流動的であることから、今後、基本的考え方は必要に応じて見直すことを予定しています。

【基本的考え方】

I 活動に関すること

ボランティア活動を行う学生は、次の要件を満たすこと。

- 1 事前に保護者の承諾を得ること。
- 2 一社会人としての自覚を持ち、自らの行動に責任を持つこと。
- 3 活動期間については、学業に支障のない範囲、例えば休日または長期休業期間中とすること。
- 4 活動計画が明確であること。
- 5 往復の交通手段、現地での宿泊・食事等は各自で手配すること。
- 6 事前に大学に届出すること。（休学する場合は一か月前に届け出ること。）

II 修学上の配慮に関すること

今後特別な要請等がない限り、「活動期間は学業に支障のない範囲」とし、原則、休日または長期休業期間中にボランティア活動を行うこととする。

平日の講義が開催されている期間中にボランティア活動を実施する場合は、事前に各学部の学務（課）係に相談することとする。その扱いについては、「平成28年（2016年）熊本地震により被災した学生への修学上の配慮等について」に準じるものとする。

III その他

ボランティア活動に参加する学生には、活動に関する安全指導及び情報提供を行うとともに、ボランティア活動保険（本人の傷害等、対人対物賠償責任）へ加入させる。

- ・ボランティア活動保険料は、大学負担とする。（事前に届出があった場合に限る。）
- ・学生は、下記窓口へ申し出ること。

旦野原キャンパス：学生支援部学生支援課学生支援グループ TEL：097-554-6123
挾間キャンパス：学生支援部学務課総務・入試グループ TEL：097-586-5510,5511

※ ボランティア活動に伴う授業の単位等の扱いについては、所属学部の学務担当係にあらかじめ相談してください。